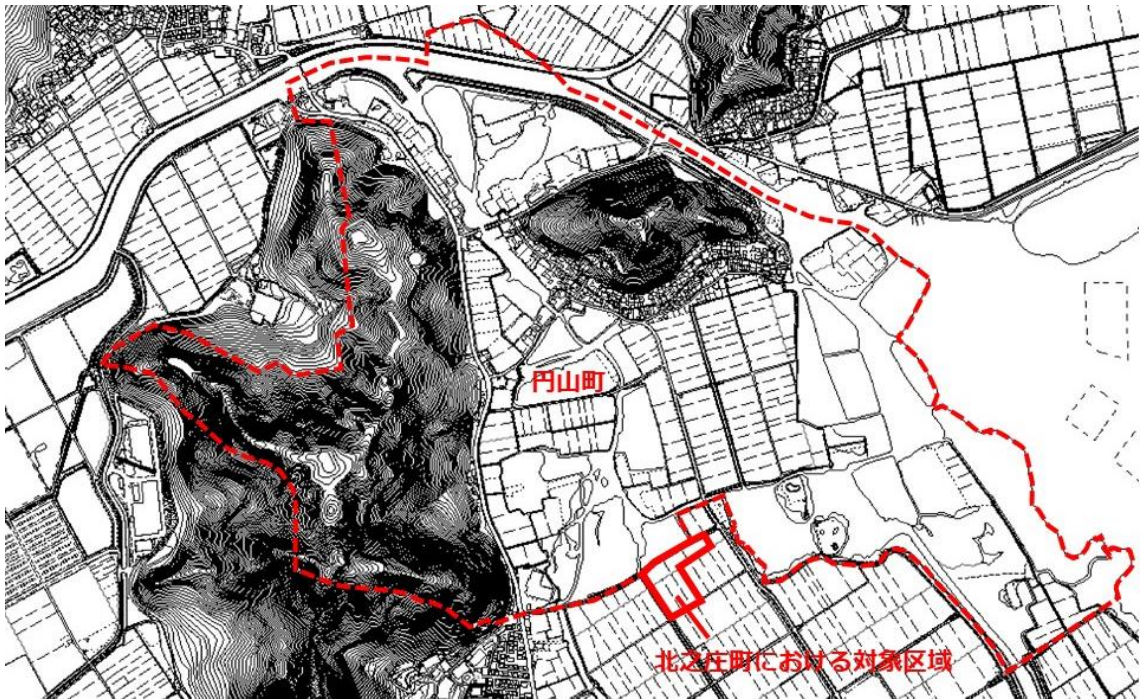


特定区域の区域及び事業活動の内容（近江八幡市）

1. 特定区域の区域

（1）区域

近江八幡市円山町（点線）及び北之庄町の一部（実線）



（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

円山町と北之庄町は琵琶湖最大の内湖である西の湖の西側に隣接しており、県下でも最大級のヨシ原だけでなく、集落や周辺の水田についても『近江八幡の水郷』として、重要文化的景観の国の選定を受けている。また、近江八幡市では、これらの美しい自然や水郷地帯を守るため、化学農薬・化学肥料の使用基準を設けた農産物を「水郷ブランド」として認定しており、当該区域はまさにこれらを象徴する地域であると言える。

当該区域においては近江米など水稻の生産が盛んである。しかしながら、当該区域においても高齢化が進んでおり、農業従事者については特に顕著である。水郷ブランドを代表する産地として有機米のブランド化を進めることで、既存生産者の生業を守るとともに、魅力的な産業として新規就農者などこれまで農業に携わっていない人々を惹きつける地域として更なる魅力向上を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1)活動類型 有機農業の生産活動

(2)特定環境負荷低減事業活動の内容

特定区域では、持続的な有機農業の実践を後押しするため、近江八幡市内の学校給食への有機米の提供や有機米をブランド化して高付加価値での販売を目指すなど、流通・販売といった出口戦略を、近江八幡市有機農業産地づくり検討会を中心に地域内の企業とも連携して進める。また、地域の農業従事者の高齢化や空き家の増加などの諸課題に対応するため、新規就農者を迎え入れることにも重点を置き、オーガニックをキーワードとしたライフスタイルに魅力を感じる層に訴求した取組を推進する。これらの取組により、特定区域内での有機農業の面積拡大と産地化・団地化を目指す。

[具体的な活動内容]

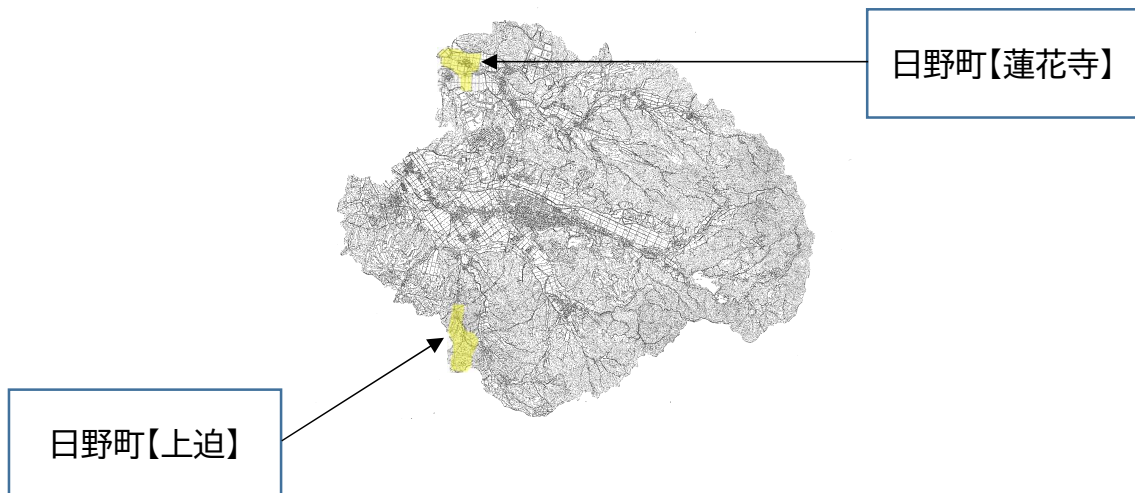
- ① 有機水稻栽培に関して、早期湛水や深水管理などによる「トロトロ層」を形成することにより、有機栽培において最も対応の難しい雑草の抑制を図り、安定した収量・品質を確保する生産方式を推進。
- ② 高温登熟性をもつ水稻新品種「きらみずき」のオーガニック栽培の導入を促すことで、白未熟粒等の発生を抑え、有機栽培においても安定した品質を保つ取組を推進。
- ③ 水位センサー等のスマート農機を用いることで、水管理における生産者の労力低減を図るとともに、ほ場から流れ出る濁水を抑制し、河川や西の湖、琵琶湖の水質保全に繋げる取組を推進。

特定区域の区域及び事業活動の内容（日野町）

1. 特定区域の区域

(1) 区域

日野町（西桜谷地区【蓮花寺】、南比都佐地区【上迫】）



(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

日野町内では令和5年4月にJAや県、生産者によりJAグリーン近江オーガニック研究会が設立された。この会では、有機米の生産に意欲ある複数の生産者が複数の地区で地域の実情に応じた有機農業の実現に向けて技術実証に取り組んでいる。また、町内には有機農業の推進に向け取り組まれている法人もあり、今後、積極的に有機農業に取り組む以下2地区の特定区域設定を契機として、水稻の有機農業の拡大をより一層推進していく。

・ 蓮花寺

数年前まで大規模農家が数件耕作していたが、高齢化等により現在では2戸となっている。この2戸が集落農地の7割以上を耕作しているが、北側は山が広がり、獣害や湿田等により耕作、管理がしにくいほ場が集中している。

このような厳しい状況でも、各経営体は環境保全や食の安全等に寄与する持続可能な農業に取り組む意欲を持ち、有機農業に取り組まれていることから、区域として設定する（その他、農泊受け入れでの田植え体験等も実施）。

・ 上迫

中山間地に位置しており、農地は谷筋の一部で面的整備されているが、大部分は耕作や保全管理が困難な未整備田となっている。また、林縁部へ向か

うにつれ、急勾配で畔法面も広くなり、栽培管理するにも苦慮する地域でもある。このほか、集落戸数も減少傾向であり、保全管理可能な農地が少なくなっている状況である。

こうした状況下において、農業者の高齢化による担い手不足は顕著であるものの、地域の農業者が少しでも農業所得を向上させ持続可能な農業を続けるため、積極的に有機農業に取り組まれていることから区域として設定する。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 事業活動の内容

・蓮花寺

有機米ほ場を団地化し、慣行栽培とのゾーニングを図っていく。また、高性能乗用型水田除草機を活用することで、除草作業の省力化や平準化を図り、高品質の水稻を収穫できるよう取り組む。また、緑肥の鋤き込み等を積極的に行い、水稻の有機栽培において、収量等の安定化を推進していく。

・上迫

環境に配慮した雑草対策として畔法面への防草シートを設置する他、町内他地域と比べ水温が低いことから、きめ細やかな水管理等に努めつつ有機農業に取り組んでいく。また、水稻有機農業の高位安定化に向け、堆肥の投入や緑肥の活用、自走式の除草機やほ場の状況に応じた抑草管理等（複数回代かき、深水管理等）の取り組みにより、消費者の安心、安全、環境に配慮した取り組みを進めていく。

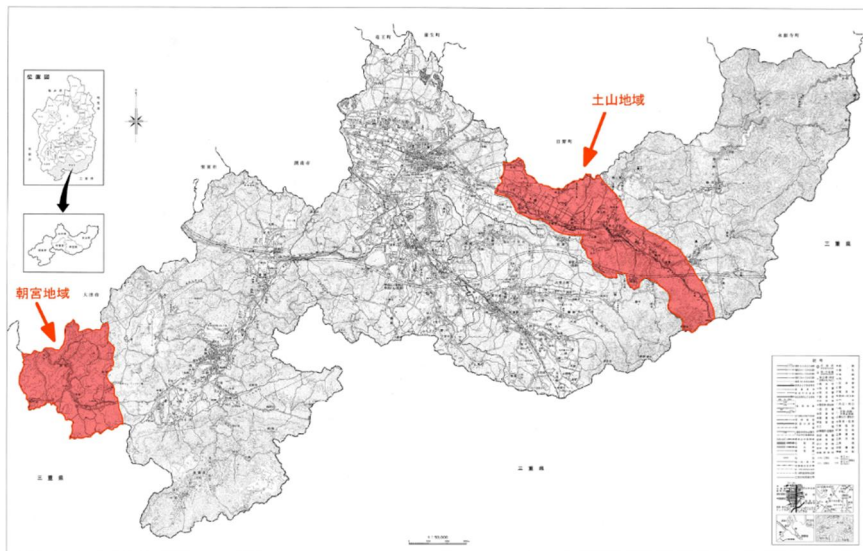
以上の取り組みのほか、両地域を含む町全体において、地域内で生産された有機米の認知度向上に向けた住民意識調査や学校給食での有機米試験導入を実施し、生産者・消費者の認知度・理解度を把握しつつ、その促進に努め、有機米の消費拡大に取り組み、さらなる高付加価値化につなげていく。

特定区域の区域及び事業活動の内容（甲賀市）

1. 特定区域の区域

（1）区域

甲賀市土山地域及び信楽町朝宮地域



（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

土山地域及び信楽町朝宮地域は、古くから茶の生産が盛んな地域であり、特に朝宮地域は日本五大銘茶の一つである朝宮茶の産地として全国的に知られている。令和8年3月時点では、甲賀市内の当該区域の茶園全体面積は236.1haあり、その中でも、土山地域で約3.1ha、朝宮地域で約15.6ha、合計約18.7haの有機茶栽培が実践されており、滋賀県内最大規模の有機茶産地を形成している。

土山地域では、平成28年に茶商1戸と農家5戸によるコンソーシアム、「近江茶有機栽培推進協議会」が組織され、集団での有機JAS認証取得を目指して試行的にオーガニック茶の生産を開始した。令和元年には集団で有機JAS認証を取得し、令和7年には大津市坂本にアンテナショップを建設し、販路拡大と地域ブランド発信の強化が進んでいる。

朝宮地域では、平成27年時点で30年以上にわたり有機栽培に取り組む農家が2戸存在し、うち1戸は直売も行っていた。その後、オーガニック茶の需要拡大、取引茶問屋からの要望、直売量の増加、さらに無農薬栽培のために急傾斜茶園での防除作業が省力化できる利点などを背景に、有機栽培面積が徐々に拡大してきた。有機JAS認証については、希望する農家に対し個別支援を行うことで、現在では土山4戸、朝宮14戸の計18戸まで認証取得農家を着実に増やしている。

このように、土山・朝宮両地域は、長年の有機栽培の蓄積と組織的な取組により、甲賀市が推進するオーガニックビレッジ構想の象徴的地域となっている。里山環境・森林・茶園が連続する美しい景観とともに、持続可能な農業のモデル地域として高い価値を有している。

しかしながら、農業従事者の高齢化、労働力不足、気候変動による品質への影響など、茶産地としての課題も顕在化している。これらの課題に対応しつつ、有機茶産地としての価値をさらに高めるため、当該区域を特定区域として設定し、有機茶を核とした地域農業の持続的発展と新規就農者の受け入れ強化を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

特定区域では、約 18.7ha に及ぶ有機茶園を基盤として、有機茶の生産拡大・品質向上・ブランド強化を中心に据えた取組を推進する。

土山地域では、令和 7 年度に建設された日吉アンテナショップ等による新たな有機茶ブランドの確立により有機茶の価格向上を図ることで、茶商 1 名と茶農家 4 名からなる現在の近江茶有機栽培推進協議会以外の新たな生産者を確保していく。

朝宮地域では、令和 8 年度から農家、茶商、滋賀県茶業会議所、滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課、甲賀市、他有識者などのメンバー構成される朝宮茶ブランディング推進会議が実施する朝宮茶のブランド作りにおいて、輸出相手国を見据えたオーガニック茶の生産拡大も含めた輸出拡大プランを検討し、既存の有機 JAS 専用工場の活用等を通じて、グループでの有機 JAS 認証を進めていく。

[具体的な活動内容]

① 有機茶栽培の高度化と面積拡大

既存の朝宮地域 15.6ha・土山地域 3.1ha の有機茶園を基盤に、滋賀県農業技術振興センター茶業指導所の「茶研究会」を通じて、土壌管理、病虫害や除草の対策、品質向上技術を導入し、持続可能な有機茶産地の形成を進める。

② 有機栽培適性品種の導入

気候変動に対応するため、有機栽培に適性を持つ品種を導入し、有機栽培における品質安定を図る。

③ 茶園管理の省力化

乗用型茶園管理装置などを活用し、茶園管理作業の省力化と環境負荷低減を推進する。

④ オーガニックビレッジと連動した有機茶ブランド戦略

甲賀市産有機茶を核に、茶商と連携した加工品開発、観光協会と連携したティーツーリズムの推進、ブランディング事業を通じた情報発信等を強化し、GI の取得を視野に入れ、甲賀市全体のオーガニックブランド価値を高める。

特定区域及び事業活動の内容（東近江市）

1. 特定区域の区域

（1）区域

東近江市全域



（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

東近江市は滋賀県の南東部に位置し、東に鈴鹿山脈、西に琵琶湖を望む自然環境に恵まれた地域であり、市域には愛知川及び日野川が流れ、その流域に広がる平野部には肥沃な農地が形成されている。これらの地理的条件を背景として、市内では水稻を基幹作物とした土地利用型農業が展開され、「近江米」の主要産地として発展してきた。

また、本市ではこれまで環境に配慮した農業の取組が進められており、滋賀県独自の取組として、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産する「環境こだわり農業」は市内全域で水稻耕作面積の4割で取り組まれている。こうした取組を基盤として、市内各地域で水稻及び露地野菜・茶などの作物で有機農業が実践されており、令和7年度時点では耕地面積8,270haのうち約44haとなっている。

一方で、農業者の高齢化や担い手不足、労働負担の大きい除草作業など、有機農業の拡大には課題も存在している。また、有機農産物の販路確保や消費者理解の促進など、生産から流通・消費まで一体となった取組の構築が求められている。

このような状況を踏まえ、本市では市内全域を特定区域として設定し、有機農業の栽培技術の普及や農業者間の連携強化、販路確保に向けた取組を地域ぐるみで推進することにより、有機農業の拡大と持続可能な農業の実現を図る。

2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

特定区域においては、本市が中心に農業者と連携しながら有機農業の取組を推進し、農業生産に伴う環境負荷の低減を図るとともに、地域資源を活用した持続可能な農業の確立を目指す。

具体的には、水稻を中心にすでに有機農業に取り組まれている作物の面積の維持・拡大を図るため、有機農業に関心のある農業者や既に有機農業に取り組む農業者向けの研究会や栽培技術研修会を開催し、栽培技術の向上及び農業者間の情報共有を促進する。また、滋賀県、J Aグリーン近江オーガニック研究会等の関係機関と連携し、水管理の省力化や抑草技術の確立に向けた調査・実証を進める。

さらに、有機農業において課題となる除草作業の負担軽減を図るため、農機具メーカーと連携した水田除草機等の実演や技術普及を行い、作業の省力化と安定した栽培体系の確立を推進する。

また、地域商社である株式会社東近江あぐりステーションや流通事業者と連携し、有機農産物の実証販売を実施し、消費者ニーズを把握することにより、安定した販路の確保を目指す。加えて、有機農業フォーラムの開催や地域イベントへの出展等を通じて、市民の有機農業への理解促進を図る。

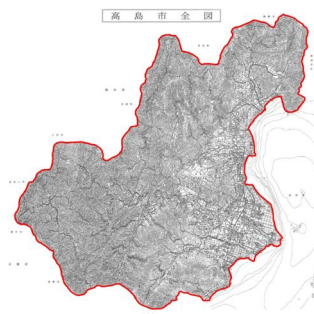
これらの取組により、生産技術の確立、農業者間の連携強化、販路の拡大及び消費者理解の促進を一体的に進め、特定区域における有機農業実践農家数及び取組面積の拡大を図り持続可能な農業の実現を目指す。

特定区域及び事業活動の内容（高島市）

1. 特定区域の区域

（1）区域

高島市全域



（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

高島市は、滋賀県北西部に位置し、近畿圏約 1,400 万人の水源地である琵琶湖に面する水源地である。市内を流れる安曇川等の河川は琵琶湖への年間総流入量の約 3 分の 1 を占めており、農業から生じた用排水は水路や河川を通じて琵琶湖へ直接流入することから、本市の農業は琵琶湖の水質、ひいては近畿圏の水環境に直接的な影響を与える。こうした地理的特性のもと、本市では、水稻を基幹作物としながら、そば等の畑作物、かき・アドベリー等の果樹、万木（ゆるぎ）かぶに代表される伝統野菜、肉用牛・乳用牛の畜産、ヤナ漁・えり漁等の水産業まで、多様で特色ある農林水産業が営まれている。こうした琵琶湖と共生しながら受け継がれてきた農林水産業の営みは、令和 4 年に世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム」にも通じるものである。

また、本市では、平成 18 年に「たかしま有機農法研究会」を発足させ、化学合成農薬・化学肥料を使用しない米づくり、魚道やビオトープ設置等による生きもの共生策、「たかしま生きもの田んぼ米」としての共同販売を一体的に推進する取組を、他地域に先んじて立ち上げた経緯がある。「生活者の安心」「農家の安心」「生きものの安心」の 3 つの「安心」を理念とする同取組は、平成 21 年度の田園自然再生活動コンクールにおいて農林水産省農村振興局長賞等を受賞し、環境共生型農業の先駆的事例として全国的に評価されてきた。こうした取組によって培われた知見と、地域ぐるみで水環境・生物多様性を守ってきた土壌は、有機農業への段階的転換を推進するうえで本市ならではの強みとなる。

以上を踏まえ、琵琶湖の水源地としての使命を果たし、近畿圏の水質保全と本市農林水産業の持続的振興を図ることを目的として、高島市全域を特定区域として設定する。市全域を対象とすることで、山間部から平野部に至る様々な生産現場において、地域の実情に応じた有機農業の取組をさらに進めるとともに、有機農業を担う人材の育成から、生産、流通、消費に至るまでを一貫して推進する体制を構築し、本市における有機農業の定着と発展を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

本特定区域において求められる事業活動は、琵琶湖の水質保全と本市農業の持続的発展の両立を基本方針とし、水稻を中心とした有機農業を中核に、環境負荷低減に資する先端的技术の活用、人材育成、生産から消費までの一貫した取組として総合的に推進するものである。

事業活動の推進にあたっては、市、滋賀県、レーク滋賀農業協同組合、連携民間企業・大学、有機農業者、農業法人等で構成する「高島市未来の農業検討協議会」を中核的な推進体制として位置づけ、関係主体が役割を分担しながら一体的に取組を進めるものとする。

中核となるのは、化学合成農薬及び化学肥料を使用しない有機農業による生産活動である。有機農業者、慣行農業から有機農業への転換を目指す農業者、新規就農者を支援対象とし、同協議会を通じて、本市の基幹作物である水稻を中心に、慣行農業から化学合成農薬・化学肥料の使用量削減、化学合成農薬・化学肥料を使用しない栽培、有機 JAS 認証の取得へと、農業者の取組状況に応じた段階的なレベルアップを支援する。あわせて、野菜等への有機農業の展開と地域ごとの団地化による面的な産地形成を推進するとともに、市内の稲作農家及び畜産農家を主体とする耕畜連携を同協議会の枠組みのもとで進め、家畜排せつ物の堆肥化を通じて、本市全体として資源循環型の生産体系の構築を図る。

次に、先端的技术の活用として、経験や感覚に頼ってきた水稻生産を、データに基づく科学的根拠のもとで、有機農業を中心とした環境負荷低減型の生産へと転換する。本市の一部地域では、地域の稲作農家を実施主体として、連携民間企業・大学の協力のもと、ドローンや各種センサーを用いて環境データを収集する取組が展開されており、当該取組で得られた知見と手法を、同協議会を通じて市内全域へ展開していく。蓄積されたデータは、同協議会のもとで本市の地域資産として整理・活用し、研修会や現地指導を通じて既存農家・新規就農者へ提供するとともに、有機農業の技術指導者を招いた技術講習により、地域ごとに有機農業を牽引するリーダーの育成に取り組む。

これらに加え、同協議会のもとで学校給食への有機農産物の供給を検討するとともに、有機農業者及び有機農業への転換に取り組む農業者を支援対象として、直売やオンライン販売等の販売チャネル確保を支援し、消費者への情報発信とあわせて経済的持続性を確保する。

また、同協議会において、取組状況と環境負荷低減の成果を定期的に評価・検証し、施策に反映する仕組みを構築する。